OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	麹氏高昌国の郡県制と城邑統治 : 西州五県の郷里制との関係を視野に入れて
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	内陸アジア言語の研究. 2025, 40, p. 15-37
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/103901
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

内陸アジア言語の研究 40, 2025.8, 15–37

麹氏高昌国の郡県制と城邑統治

――西州五県の郷里制との関係を視野に入れて――

荒川正晴*

はじめに

高昌国は，5 世紀中葉に北涼王族の末裔が中央アジアのトゥルファン盆地を統一して建国したことに始まる．その後ほぼ半世紀間，支配王家は目まぐるしく交代したが，6 世紀初頭に麹嘉が王に即位すると，約 1 世紀半もの間，麹氏が王権を継承し確固とした国家体制を構築した．またトゥルファン盆地には，数多くのオアシスが点在しており，漢籍史料ではそれらを「城」という語で表している．麹氏高昌国では，それら「城」すなわちオアシス城邑に郡や県を置いて地方統治を行っていた．ただし，この国の郡県制については，基本的に郡は県を管轄下に置くことはなく，王都がそれぞれの城邑を直接統治する体制を取っていたことを拙論で明らかにした［荒川 1986］(1)．

他方で，この郡や県が置かれた個々の城邑については，それらがトゥルファン盆地内のどのオアシスにあったのか，多くの研究者により検討されてきた(2)．既にその比定が鉄案となっている城邑もあるが，なお定まった見解がないものも多く残されている．本論では，まずは現時点でなし得るオアシス城邑の地理比定をしておきたい．そのうえで麹氏高昌国内のオアシス諸城邑の統治体制についてあらためて検討し，さらにその体制が唐のトゥルファン征服後に設置された西州都督府に，どのように引き継がれていったのかを考えてみたい．

1. 城邑の地理的比定

まずは，麹氏高昌国の城邑で地理的な比定に問題がないと見られる城邑を以下に挙げておく．

高昌（Qarakhoja）・交河（Yar-khoto）・田地（Lükchün）・白力（Pichan）・安楽（Yengi-shähär）・篤進（Toqsun）・洿林（Bulayiq～Buluyuk）・塩城（Yämshi）・新興（Singgim）・臨川（Lämjin）

これら以外は，一応は比定されているものの，なお検討の余地が残されている城邑となる．本

---

* 大阪大学名誉教授（ARAKAWA Masaharu. Professor Emeritus, The University of Osaka）

(1) 麹氏高昌国の郡県制については，孟憲実・王素両氏により改めて検討が加えられており，拙論も補訂を要するが，これについては後節で改めて検討したい．孟憲実 1993, pp. 24–25 (第 4 章第 3 節 1); 王素 1999 (2023, p. 149).

(2) 黄文弼 1932; 羅振玉 1933; 岑仲勉 1933; 馮承鈞 1943; 嶋崎 1959; 厳耕望 1973; 張承志 1981; 鄭炳林 1985; 侯燦 1986; 李徵 1986; 荒川 1986; 栄新江 1987; 栄新江 2007; 栄新江 2013; 銭伯泉 1988; 郁越祖 1990; 巫新華 1999; 王素 1999; 王素 2000; Pelliot 2002; 孟憲実 1993; 孟憲実 2004; 西村・鈴木・張 2009; 新疆維吾爾自治区文物局 2011A・B; Matsui 2015; 陳国燦 2015B; 陳国燦 2016; 陳国燦 2017, ほか．

論では，これらを（1）酒泉・高寧，（2）永安，（3）横截・威神，（4）寧戎・永昌，（5）篤進・柳婆と始昌・南平，（6）その他に分けて取り上げ，あらためて私見を提示したい．

（1）酒泉と高寧

これまで酒泉城については，洋海（Yangkhi）に比定する説が有力であった［荒川 1986, p. 40; 栄新江 1987, p. 40 (2023, p. 14); 王素 2000, p. 72 ほか］．洋海（または洋赫）は，北方のトヨク渓谷から南流してくる河川により開かれたオアシスであり［cf. 黄文弼 1954, p. 2 (2015, p. 13)］，その上流にはトヨク（Toyoq～Tuyuq, 吐峪溝）のオアシスがある［図 1 参照］．このトヨクについては，これまで高寧がここに置かれたと考えられてきた［嶋崎 1959 (1977, p. 120); 荒川 1986, p. 40; 王素 2000, pp. 71–72; 栄新江 2007 (2010, pp. 147–148); 陳国燦 2017 ほか］．これらの比定はほぼ定説となってきた感があるが，以下に論じるように，再考する必要がある．

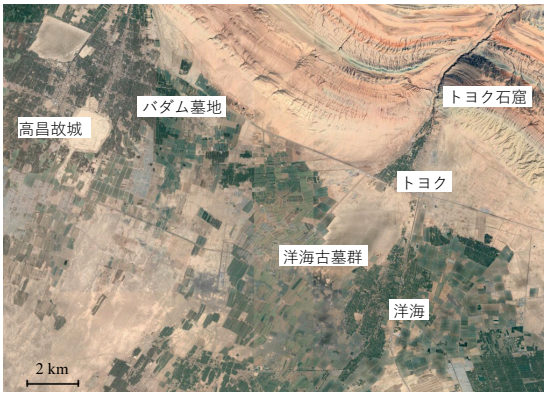

図 1　高昌・トヨク・洋海関係地図

(a) 酒泉城の性格

酒泉・高寧ともに，麹氏高昌国が建国される以前より存在していた城邑である．高寧は北涼高昌郡時代に既に存在していた（433 年前後, 王素 2000, p. 35）のに対し，酒泉城は，高昌郡時代が終わり高昌国が成立する前後ぐらいの時期に北涼勢力により僑置されたらしいことが，先行研究により推測されている［鄭炳林 1985, p. 70; 王素 2000, p. 36; 栄新江 2007 (2010, p. 146); cf. 呉震 1995 (2009, pp. 144–146)］．すなわち 5 世紀中葉（441–442）に北涼が滅亡した際，河西の酒泉を拠点としていた且渠無諱・安周の兄弟が鄯善経由でトゥルファンに流入してきたが，この時に彼ら兄弟により高昌城を中心にしたトゥルファン東部が抑えられ，さらに弟の安周が 450 年に車師国を滅ぼしてトゥルファン全域を掌握し，独立王国である高昌国を建てた．トゥルファンの酒泉城は，こうした時期に無諱もしくは安周により設置された．そして城名は河西の拠点であった酒泉の名を継いだものであり，王素によればそこには亡命者たちの仮住まいとしての設置，つまり僑置の意識があったという［王素 2000, p. 36］．とりわけ且渠無諱が，北涼政権期に酒泉太守であり，その滅亡後は北魏により酒泉王に封じられていたことが重視されている［王素 1998, p. 261］．

またこの酒泉城については，書道博物館に所蔵される「甘露元年三月十七日写経題記」［『識語集録』p. 76］をもつ仏教経典に注目したい．この奥書には，甘露元年三月十七日に酒泉城内において本仏教経典を写し終えたことが明記されている．これが酒泉城の名が認められる初出の史料となる．

実はこの甘露という年号は，4 世紀半ばにおける前秦の年号と解する見解もあったが［『識語集

録』p. 76］，今では麹氏高昌国の第 2 代王，麹光の元号（526〜530 年）とされ，甘露元年を 526 年と認める研究者が多い(3)．ただその中にあって呉震は改めて 460 年という見解を提示している［呉震 1995 (2009, p. 150)］．なお今後の議論に俟つところは多いが，その論証は説得力に富んでいる．この呉震説に従えば，酒泉城の名の初出は 460 年まで遡ることになり，まさに先の酒泉城の設置に関する推測とも年代的に合致することになる．

（b）酒泉城と高寧城はどこか

酒泉城と高寧城の設置地点については，両城近辺を巡っていた水渠が記録された唐西州高昌県諸郷の田籍関係文書がまずは参考になる．これらの文書には，一つ一つの田土を記録するにあたり，それらを灌漑していた渠の名と，各渠の高昌城からの距離が示されている．孫暁林は，関係する田籍文書からこれらのデータを集計した「唐西州高昌城周囲的水渠配置表」を作成している［孫暁林 1983, pp. 525–528］．実はこの文書のなかに，「唐西州高昌県某郷授田簿」（65TAM42,『図文』3, pp. 128–143）があり，渠名に酒泉や高寧の名を冠するものが集中的に含まれている．当該渠が両者の管下にあることを敢えて示す必要があったことが認められるが，これについては後で取り上げたい．今，こうした渠に灌漑される田土をすべて抽出し，本論で必要なデータ部分だけを列挙すると表 1 を得られる．

データはきわめて限られるが，高寧所管の水渠は宋渠と北部渠であり，それに対して酒泉が所管していた水渠は辛渠と璅渠であったことが知られる．城東とあるのはすべて高昌城からの距離を示しており，それらを通覧すると，高寧・酒泉ともに所管の水渠が，高昌城の東 20〜30 里（約 10〜15 km）辺りで近接して延びていたことがうかがえる．

なおこうした渠とは別に「城東廿里酒泉莎城部」「城東卅里酒泉莎城部」とする記載もあり（65TAM42:67,『図文』3, p. 138），詳細は不明ながら酒泉には「莎城部」があり，これも高昌城東方 20〜30 里にわたっていたことが分かる．またデータ数が少なく確定的なことは言えないものの，高寧所管の渠は，城東 30 里（約 15 km）辺りを中心に延びていたのに対して，酒泉所管の渠は，城東 20 里（約 10 km）辺りが中心になっていたように見える．

唐西州高昌県諸郷の田籍関係文書からは，高昌城東の 1〜5 里ほどに多くの水渠が張り巡らされていたことが分かるが，水系で見ればこれは勝金口から南流してくる河川を水源とする水渠であった．その水渠の広がりを越えて城東 7〜20 里になると，水渠が存在した痕跡はほとんど認められない(4)．それを越えて城東 20〜30 里になると再び水渠が出てくるようになるのである．この 20〜30 里辺りの水渠は，距離的にトヨクから南流する河川を水源とするクリークであったと見て間違いない．つまり，酒泉城も高寧城も，トヨクからの河川によって成り立っていたオアシスであった［cf. 黄文弼 1954 (2015, p. 13)］．

---

(3) これまでの研究の経緯については王素 1998, pp. 329–332 に詳しい．

(4) これについては，高昌城周辺にある水渠を整理した孫 1983, p. 525 の一覧表を参照してほしい．ただし，同じく田籍文書から，城東 10 里に「屯亭」（『籍帳』p. 407）があったことがわかる．

	高昌城からの位置	渠　名	文書番号	出　典
（高寧所管渠）	城東 30 里	高寧渠(5)	65TAM42:54	『図文』3, p. 129
	［　　］	高寧宋?渠	65TAM42:87,55	『図文』3, p. 130
	城東 20 里	高寧宋渠	65TAM42:87,55	『図文』3, p. 130
	同　30 里	高寧宋渠	65TAM42:66	『図文』3, p. 138
	同　30 里	高寧北部渠	65TAM42:67	『図文』3, p. 138
	同　30 里	高寧北部渠	65TAM42:69	『図文』3, p. 139
	同　30 里	高寧渠	65TAM42:77	『図文』3, p. 141
（酒泉所管渠）	城東 30 里	酒泉［　］(6)	65TAM42:54	『図文』3, p. 129
	同　30 里	酒泉［　］	65TAM42:87,55	『図文』3, p. 131
	同　20 里（2 筆）	酒泉璟渠	65TAM42:56	『図文』3, p. 131
	［　　］	酒泉璟渠	65TAM42:56	『図文』3, p. 131
	同　20 里（2 筆）	酒泉璟渠	65TAM42:61,57	『図文』3, p. 132
	［　］里（2 筆）	酒泉璟渠	65TAM42:61,57	『図文』3, p. 132
	同　30 里	酒泉辛渠	65TAM42:58	『図文』3, p. 133
	同　20 里（4 筆）	酒泉辛渠	65TAM62:59	『図文』3, p. 134
	同　20 里（2 筆）	酒泉璟渠	65TAM42:65	『図文』3, p. 137
	城□20 里	酒泉［　］	65TAM42:66	『図文』3, p. 138
	城□□□	□泉璟渠	65TAM42:70,72	『図文』3, p.139.
	□東 20 里	酒泉璟渠	65TAM42:80	『図文』3, p.142

表 1　吐魯番出土文書にみえる高寧・酒泉所管水渠

そもそも，この高昌城東の 20〜30 里というのは，唐代西州の行政管轄で言えば，高昌県ではなく柳中県の領域であった．というのも，退田文書・給田文書に「城東貳拾里柳中県界」（『籍帳』pp. 401, 402, 409, 418）と明確に記されているからである(7)．実際に高寧城が柳中県管下に郷として組み込まれたことは戸籍資料より明らかであるが(8)，酒泉城も，高寧と同じく柳中県の管轄下に置かれていたことが「唐上元二年（761 年）柳中県城具禾草領数請処分状」（73TAM506:4/39『図文』4, p. 555）からうかがえる．

1　(柳)□中縣城　状上
2　　長行小作禾草参阡玖伯伍拾捌束
3　　参阡伍伯参拾参束，縣城作
4　　肆伯貳拾伍束酒泉作，(搬)般 到
5　　右件草于作官王無驕邊領得，并供

(5) 城東 30 里に高寧渠があったことがわかるが，高寧渠という名の水渠というよりも，高寧所管の（某）渠を意味していると解するのが妥当であろう．
(6) 「酒泉」の文字しか記されていないが，これも酒泉所管の渠が書かれていた可能性が高い．
(7) 「城東肆拾里柳中県(界)」（『籍帳』pp. 399, 401）と記すものもある．
(8) 唐開元 19 年（公元 731 年）西州柳中県高寧郷籍」（72TAM228:15,『図文』4, pp. 193–196）ほか．

6　　蕭大夫下進馬食訖．食歴見在，具
7　　領数如前，請處分．
8　牒件状如前．謹牒．
9　　上元二年正月　　日前官 宋才忠牒
10　　前官 楊景暉

本文書は，柳中県城が西州都督府に宛てた状式の上申文書とみられ，長行坊に作（役務）[9]として供出された禾草（藁）を，蕭大夫が引き連れていた進馬[10]の飼料に支出していたことを報告している．具体的には，禾草は西州柳中県城の作として 3,533 束，また酒泉（城）の作として 425 束が記録されており，全体で 3,958 束が供出されていた．柳中県ではなく柳中県城が状上しているが，その県城が酒泉城の作を束ねる体制にあったことが分かる．県城は言うまでもなく柳中県の管下にあったことから，酒泉城も行政上，同県が管轄していたことがうかがえる．先の「唐西州高昌県某郷授田簿」の渠名に高寧・酒泉が冠せられていたのも，この両城が高昌県ではなく柳中県の管下にあったためであろう．

ところが後に見るように，高寧城と異なり酒泉城には唐代に郷が置かれた痕跡はまったくない．唐西州都督府時代において同じく柳中県に属しながら，高寧にだけ郷が置かれたのである．酒泉・高寧両城は近接するものの，先に検討したように酒泉城は 5 世紀中葉の高昌国建国前後に築城されたのに対して，高寧城は高昌郡の時代に既に高寧県として存在しており，歴史的にみても重要な位置を占める旧城であった．高昌城の東方 10〜15 km ほどに，同じ水系により開かれたオアシスながらも，高寧オアシスの方が統治上の要となっていたことがうかがえる．

こうした状況を踏まえ両城の地理比定を試みるとき，注目されるのは，洋海古墓群の墳墓から，「高昌郡高寧県都郷安邑里」の戸籍様の簿籍（『新獲』上，pp. 176–179）とともに，「高昌郡高寧県都郷安邑里」の民である趙貨が作成した辞式の埋納文書が出土していることである（『新獲』上，p. 171）．洋海古墓群は，洋海夏村の西北 2.5 km に広がる古墓群であり［N.42°48′14″ / E.89°39′17″，『新疆文物』1988-3,「吐魯番地区普査資料彙編」，No. 124］，これらの文書の出土は，本古墓群が近接する洋海オアシスが高寧県の比定先として最も有力であることをうかがわせる．城邑とその墓域の空間構成については，敦煌オアシスに関して菊池英夫が，オアシス城市の生活空間の外に，死者を葬る黄泉の空間を隔てて，仏菩薩の讃仰と解脱の修行や供養と鎮魂のための空間が開かれていたことを明らかにしている［菊池 1980, p. 176］．トゥルファンにおいても，トゥルファンの火焔山以南に位置するオアシスの墓域は，おおよそ城邑と石窟の間に挟まれるかたちで城邑の北方に広がり，神聖な空間を形成していたことを，現地調査を踏まえて確認できた［荒川 2011, pp. 12–

(9) 唐西州時代の作については，租調庸や雑徭と言った唐の賦役制度との関係を問題にしなければならないが，ここでは後に触れるように，征服した麹氏高昌国時代にすでに「作」と呼ばれる役務があり，西州時代にもこれが受け継がれていたことだけを指摘しておきたい．

(10) 進馬については，王啓濤 2012, p. 561 を参照．王啓濤によれば，互市で購入され中央に献呈される良馬のことを指すという．

17; 2012, pp. 7–11]．敦煌やトゥルファンでは，城邑を中心とした世俗的な生活空間と，世俗や現世を越えた非生活空間の広がり方には一定の規則性があることが認められよう．このことからも，高寧城は現在の洋海のオアシスにあったと推測した方が妥当であろう．

それに対して同じくトヨクの水系によって開かれていたオアシスにあった酒泉城は，先に述べたようにその周辺に城東 20〜30 里に所管の水渠が広がっていたことを考えると，これまで高寧に当てられてきたトヨク（吐峪溝）オアシスに比定することができよう(11)．トヨク墓葬群［N.42°51′29″/ E.89°41′22″『新疆文物』1988-3,「吐魯番地区普査資料彙編」，No. 126］がトヨク石窟の南側に存在していたことも注目される．このほか，前掲の酒泉城で写された「甘露元年三月十七日写経題記」と年代的に近接する同じく甘露（二年正月二十七日）の年号をもつ写経が，トゥルファンのトヨクから出土していることは［『識語集録』p. 76］，この酒泉城の地理比定を傍証するものとなろう．

またトヨクには祆祠が存在していたことがうかがえ(12)，栄新江や私はソグド人の集落が存在した可能性があることを推測している［栄新江 2001, p. 47; Arakawa 2020, pp. 56–58］(13)．トヨク渓谷にある洞窟墓（81SATM1, M2）からオッスアリ（ゾロアスター教の納骨器）が出土していることは［吐魯番地区文管所 1986; 影山 1997, pp. 78–79; 西村・鈴木・張 2009, pp. 42–43］，その存在を示唆するものである．

先にも述べたように，酒泉という城名は僑置による命名であったことが推測されているが，祆祠の存在を考慮するならば，河西の酒泉周辺のソグド人たちが無諱らと一緒にトゥルファンへ遷り，そのなかで彼らソグド人が中心となってトヨクに祆祠を置く集落を構えた可能性も考えられよう．北魏が北涼を滅ぼした際に，酒泉近くの建康（張掖の西 200 里）に拠ったソグド人史姓の人々が，東方の霊武・平高に遷徙していたことが指摘されているが［羅豊 1996, pp. 196–198; 栄新江 2001, pp. 62–68］，西方のトゥルファンにも同じく建康史氏の一員と見られる存在［建康史祐孝］が高昌国期に確認できる［cf. 栄新江 2001, p. 67］．このことは，酒泉周辺のソグド人は東方だけで

(11) 酒泉城については，今の高昌故城東南方に位置し，洋海古墓群の西南約 6 km にある唐代古城址にあたるという説が提唱されている［陳国燦 2017, p. 18; 張永兵 2017, p. 62］．今後の検討に俟つしかないが，この推定の一つの根拠になっている「城南 20 里，酒泉璅渠」と記すトゥルファン文書の存在を私は知らない．あるいは「城東 20 里」の誤りか．

(12) トヨクはトヨク石窟の存在から明らかなように，仏教信仰の聖地であったとともに，「丁谷天」の祭祀を書き留めた文書の存在から「胡天（祆教神殿）」が並置されていたことがうかがえる［Arakawa 2020, pp. 56–60］．なおこの地名「丁谷」は古代ウイグル語に Teyoq ~ Tïyoq と借用され，後に現代地名のトヨク（Toyoq ~ Tuyuq）へと転訛した［e.g., Matsui 2015, pp. 276, 294; Matsui 2021, p. 37］．他方で『金光明経』巻 2 の奥書（「為索将軍合家題記」）にも，430 年の時点で「胡天」が高昌城の東方に存在していたことが記されている［『識語集録』p. 84］．つまり，高昌国が建国され酒泉城が置かれる以前に，ソグド人を主体とする祆教徒集団がトゥルファンに移住し，彼らの宗教施設を設置していたことがうかがえる．栄新江は，祆教は四世中葉にはトゥルファンに伝来していたと推測している［栄新江 2016, p. 43］．また『金光明経』の奥書に記される「胡天」は，仏教施設（太后祠）と近接しており，栄はこの「胡天」が高昌都城の東北郊にあるバダム墓地の近くにあった可能性を指摘する［栄新江 2016, p. 37］．

(13) 先の「唐西州高昌県某郷授田簿」には，高寧管下の渠よりも酒泉管下の渠が圧倒的に多く見えるが，その給田対象となっていた大半がソグド姓とソグド語名を持つもの（史阿伯仁・康烏破門陁・穆苟々・曹破褥など）であったことは，大変に興味深い．

なく，西方にも遷った一派があったことを教えてくれるが，やはりその移住の大きな契機は，同じく北涼滅亡時であった蓋然性は高い．

（2）永安城

永安城については交河の周辺にあったらしいことを推測したが［荒川 1986, p. 40, p. 68, n. 16］，銭伯泉は，安楽城（英沙古城 Yengi-shähär，吐魯番市東部の蘇公塔の東南）の東に水に恵まれた肥沃な土地があり，古来より聚落が置かれていたことからすれば，永安城が安楽城の東にあった可能性があることを指摘している［銭伯泉 1988, p. 40］(14)．

この問題を検討するにあたっては，木納爾（Munar）墳墓群より出土した墓誌に注目する必要がある．木納爾墳墓群はトゥルファン市内の東側に位置する古墓群であり（吐魯番市蘇公塔の東北 2 km，吐魯番地区文物局 2006; 吐魯番市文物局ほか編 2019, p.59: N42°56′38″ / E89°13′19″），その南西には安楽故城が存在している．この古墓群からは，同墓地 1 号台地 2 号墓より墓誌（「顕慶元年（656）二月十六日宋武歓墓誌」2004TMM102:12）が出土しており，そこに「葬於永安城北」と明記されている［吐魯番地区文物局 2006, p. 42; 高丹丹 2007, pp. 88–89; 吐魯番市文物局 2019, pp. 66–67］．このことから，この墓域が永安城オアシスに住む人々のネクロポリスとなっていたことが知られる(15)．しかも，それは永安城オアシスの北側に広がっていたのである．このことから，安楽城と永安城は，東西に並ぶ極めて近接したオアシス（永安城は安楽城の東方に立地）であったことが知られる．今のところ正確な地理比定は困難であるが，大まかながら李徴は永安を「紅旗公社先鋒三大隊およびその東南部」に比定し，栄新江もこれに同意している［李徴 1986, p. 155; 栄新江 1987, p. 41 (2023, p. 15); 栄新江 2013, p. 14］．ただし，「紅旗公社先鋒三大隊」すなわち現在の恰特喀勒（Chatqal）郷は安楽故城の南方約 10 km に位置しており，大凡の方角としては首肯できるものの，木納爾墳墓群との位置関係を考えると，李徴・栄新江の比定は，やや南方に遠すぎると思われる．何れにしても，ここでは，近接する安楽・永安城ともに県が置かれていたことが，以下に掲げる文書より分かることに注目したい．

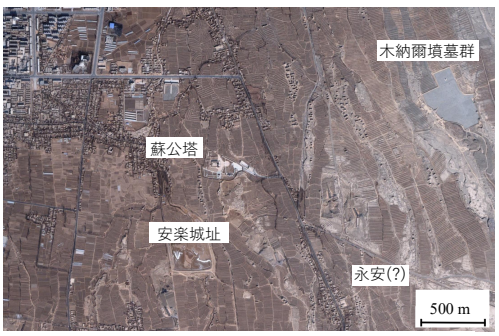

図 2　永安・安楽関係地図

(14) 王素は永安城について種々検討し，この城邑が安楽城の西にあったと考える余地があることを指摘している［王素 2000, p. 77］．

(15) 木納爾古墓群 1 号台地の宋氏一族墓から出土した，「延寿四年（627）宋佛住墓誌」（2004TMM103:1）には，被葬者である宋佛住が「永安兵曹参軍」から「内行兵曹司馬」に「転遷」（昇進）したことが記されている［吐魯番地区文物局 2006, p. 41］．

「高昌延寿十七年（640）屯田下交河郡，南平郡及永安等県符為追麴文玉等勘青苗事」（73TAM519: 19/2–1,『図文』2, p. 71）(16)

1 令 勅交河郡，南平郡，永安縣，安楽縣，洿林縣，龍泉縣，安昌縣，(無半縣，始)□□□□
2 昌縣，郡縣司馬主者：彼郡縣，今遣麴郎文玉，高□［
3 青苗去，符到奉 (行)□
4 威遠将軍門下校郎麴 □□
5 延壽十七年庚子歳四月九日 起
6 虎賁将軍屯田(長史)□□ 高 □□
7 屯 田 司 馬 司空 □□
8 虎賁将軍中兵校郎 張 世隆

本文書は高昌国末年に作成されたものであり，ここから統属する郡・県城に王令を下達する際に，どのような書式の文書が発出されていたのか，その作成過程と合わせて知ることができる．冒頭に列挙される王令が下される郡県を見ると，後で検討するように，高昌王都より以西にある郡県城が塩城を除いてすべて列記されており，そのなかで永安と安楽が続けて記されていたことがわかる．城邑名の連記のあり方を見ても，県城の並びは決してアトランダムなものではなく，そこには地理・交通上の位置関係を勘案した一定の規則性が認められる．「永安・安楽」以外については後にあらためて検討するが，地理的な近さや交通ルートを基準にしたまとまりとして，これらの県は「永安，安楽県」「洿林，龍泉県」「安昌・無半(17)・始昌県」とそれぞれグルーピングすることができる．多少の揺らぎは認められるものの，麴氏高昌国の公文書に連記される城邑の配列が，地理・交通上の位置関係を勘案した一定の規則性に準じていることを改めて確認しておきたい．

(3) 横截・威神

この二城については，まずは横截に関する以下の西州都督府時期の文書に注目したい．

「唐上元二年（761）蒲昌県界長行小作具収支飼草数請処分状」（73TAM506:4/40,『図文』4, pp. 556–557）

1 蒲昌縣界長行小作 状(上)□
2 当縣界應營易田粟總兩頃共收得□□参阡貳伯肆拾壹束每粟壹束准草壹束
3 壹 阡 玖 伯 肆 拾 陸 束 縣 (城)□ (作)□
4 拾捌束上每壹束參尺參圍 陸伯肆拾捌束
5 陸伯伍拾束下每壹束貳尺捌圍
6 壹 阡 貳 伯 玖 拾 伍 束 山 北 横 截 等 三 城 (作)□

(16) 「奏聞奉信」の文字が刻された朱印が 4 カ所に認められる．
(17) 本文書の欠落部分に何故，塩城県ではなく無半県が入ると推測できるのかについては，後の検討を参照のこと．

7　　肆伯參拾束上每壹束參尺參圍　肆伯參拾束每壹束參尺壹圍
8　　肆伯參拾伍束下每壹束貳尺捌圍
9　以前都計當草參阡貳伯肆拾壹束具破用・見在如後.
10　　壹阡束奉県牒：令支付供(蕭)簫大夫下進馬食訖．縣城作
11　　玖伯束奉　都督判　命 令 給維磨界游奕馬食．山北作
12　　壹 阡 參 伯 肆 拾 壹 束 見 在 .
13　　玖伯肆拾陸束縣下三城作　参伯□□□束山北作.
14　　右被長行坊差行官王敬賓至場點檢前件作草，使未至已前奉
15　　都督判命及縣牒支給・破用・見在如前，請處分．謹狀.
16　牒 件 狀 如 前，謹 牒.
17　　上元二年正月　日作頭 左 思 訓等牒
18　　知作官別将 李　小仙

本文書は，唐西州府蒲昌県管内で長行坊が支出する馬の飼料（草）を，地元の城邑民が作（役務）として供出することになっており，その供出額や支出内容などを作頭と知作官別将が連名で西州都督府に宛て状式で上申しているものである．ここに言う草とは，前掲の文書に見える禾草（藁）のことである．

上申内容から，蒲昌県では二頃（200 畝）の「易田（休耕を要する田土[18]）」から 3,241 束の「粟」を収穫していたが，作として「粟」1 束ごとに「草」1 束を供出することになっていたことがうかがえる．その内訳として 1,946 束の草が蒲昌県城の作分であり，1,295 束が「山北横截等三城」の作分であったことがわかる．このうち県城作分の 1,000 束は，蒲昌県の牒文を奉じて，前掲文書にも見えている蕭大夫が引き連れていた進馬に供出され，山北三城作分のうち 900 束は，西州都督の判命を奉じて，維磨戍管内の游奕馬に供出されていたことが知られる．以下に，現在「草」がどれほど残っているのか具体的に記されているが，本論では横截に関して「山北横截等三城」とあることに注目したい．ここから横截の城邑が山北，すなわちトゥルファン盆地を東西に走る火焔山以北にあったことがうかがえる．しかも横截を含めて三城として表現されていることから，山北でこの三城がひとかたまりとして扱われていたことがわかる．

この三城のうち，横截以外の二城が何かについては，「丁輸」に関係する一連の文書が参考になろう．これらの文書はアスターナ 48 号墓から出土したもので，高昌国役制関係文書として多くの研究者により取り上げられているが，とりわけ作成年代を含めて文書内容について關尾史郎により詳細に分析されている．それによれば，作成時期は 7 世紀前期，610 年代（617 年以前）の可能性がきわめて強く[19]，「丁輸」とは徭役の一種であり，具体的には丁男単位に賦課される輸

(18) 易田については，王啓濤が関係資料を引いて詳細に検討している［王啓濤 2012, p. 1194］.
(19) 陳国燦は，作成年代を章和初年（530）前後から章和7年（537）以前に求めている［陳国燦2015A, pp. 17–19］.

送・運搬の力役であったとされる［關尾 1995, pp. 58–60］(20)．説得力に富む妥当な見解である．

これらの文書のうち，「高昌臨川等城丁輸額文書」（66TAM48:44,52, 『図文』1, p. 348）には，次のように見えている．

1 ＿＿＿＿＿＿額
2 ＿＿＿＿＿＿壹佰肆人，横□(截)肆拾□(人)
3 □(威)神肆拾肆□，臨川貳拾肆人，永昌捌拾□
4 □□參拾究(玖)人，交何(河)參拾捌人，□□伍拾伍人
5 □□陸拾伍人，滂林貳拾捌人，塩城柒拾伍人．

本文書には「丁輸」の語は見えないが，先行研究が判断するように「丁輸」の徴収に関わる文書であったと見て間違いない．本文書では，徴発される丁男の数が城邑ごとに列挙されており，「丁輸」の徴発が城邑を単位にしていたことが知られる．そして，それらの城邑は，横截・威神・臨川・永昌・□□・交河・□□・□□・滂林・塩城の順に列記されていることがわかる(21)．この配列からすれば，横截以下三城の候補として，まずは威神と臨川を挙げることができよう(22)．

横截については，これまで私は嶋崎説に従い今のハンドゥ（Khandū, 汗都〜漢墩）に比定してきた［嶋崎 1959 (1977, p. 121); 荒川 1986, p. 40］．しかしながら「開元 29 年（741）西州高昌県給田簿」（大谷 2604）には「城東六十里横截城阿魏渠」［『籍帳』p. 420］と見えており，横截城が高昌城から 60 里（約 30 km）ほどに存在していたことが知られる．もちろんこの距離は阿魏渠の位置を示すものであるが，それにしても横截の候補としてハンドゥでは高昌城からかなり遠すぎることは明らかである(23)．あらためてこの比定を再考する必要がある．

麹氏高昌国において横截に郡が設置されていたことから［荒川 1986, p. 69, n. 22］，このオアシスが高昌国のトゥルファン統治上，重要な位置を占める城邑であったことがうかがえる．この点を勘案し，銭伯泉や陳国燦は今のスバシ（Su-bashi, 蘇巴什）の北側台地上にある古城址に比定する［銭伯泉 1988, p. 39; 陳国燦 2017, pp. 15–16］．しかもこの比定は，先の給田簿に見える「城東六十里」という距離表示と齟齬を生じない．

他方，威神については，いわゆる Staël-Holstein 文書のコータン文に見える ’īśumä の漢字音写であったことが考えられ，このことから私はルクチュン（Lükchün, 魯克沁）とシルキップ（Sirkip, 色爾克普）の間にあると推定したことがある［荒川 1986, p. 68, n. 16］．これに対して，銭伯泉・陳国燦はこの城邑を，レムジン（Lämjin, 連木沁）の東北 20 km ほどにあるハンドゥ（漢墩）古城

(20) 謝重光は，「丁輸」を運輸の力役一般を意味するものではなく，調の一種である木薪の納入義務のことと結論づけるが［謝重光 1989］，これが成り立たないことは關尾が明快に論じた通りである．
(21) 陳国燦は，後掲の丁輸文書と合わせて検討し，「高寧・横截・威神・臨川・永昌・□□・交河・□□・安楽・滂林・塩城」が列記されていると推定する［陳国燦 2015A, p. 15］．
(22) 「高昌滂林等城丁輸木薪額文書」（66TAM48:43(b), 『図文』1, p. 347）は，横截・□□・永昌・臨川・寧戎の順に挙げられており，あるいは永昌も候補になり得るが，この永昌については，後の検討を参照のこと．
(23) 地図上の直線距離で見ても，高昌城とハンドゥは 50 km（約 100 里）は離れている．

廃址に比定している［銭伯泉 1988, p. 39; 陳国燦 2017, pp. 14–15］．この問題については，威神と于諶が同一の城邑であったと見られることに留意する必要がある［陳国燦 2017, p. 15］．というのも，この城邑について「開元四年（716）西州柳中県高寧郷籍」に「城東陸拾里于諶城東渠」（『籍帳』p. 243）とあるからである．この城東とは，柳中県城（Lükchün）の東 60 里（約 30 km）のことを意味しており，ルクチュンとシルキップの間に比定する説では，あまりにも近すぎることになる．他方で松井太は，モンゴル時代のウイグル語文献に ïšum および yušum という地名を見出し，これらを漢語の威神／于諶に比定されるコータン語の ’ïśumä ~ yūśumä に対応させつつ，後者の yušum が蒲昌（> Pučang > Pichan > 闢展／鄯善）とシルキップの間に所在したことを明らかにして，陳国燦の威神／于諶＝ハンドゥ説に賛同している［Matsui 2021, pp. 45–47］．この推定と併せて柳中県城（Lükchün）からの距離を考えれば，威神／于諶をハンドゥに比定する説はかなり説得力のあるものとなる．

どちらもこれからの検討に俟つ部分は大きいが，取りあえず横截をスバシ，威神をハンドゥにすると，臨川がレムジンに比定されることから，ちょうどこれらは火焔山以北に並ぶオアシスとしてレムジンを挟んで東西にスバシとハンドゥが配されることになる．唐代では蒲昌県が管轄する城邑となっていたが，地理的な位置関係からしてもこの管轄は首肯できる．以上の検討から「山北横截等三城」とは，横截・臨川・威神城を指すと判断しておきたい．なおこの三城は，チャガタイ・ウルス支配期（1352 年）のモンゴル語命令文書（MongHT 070）にも見え，この文書から政権の保護の対象として三城の住民らが一括して扱われていたことが，松井により明らかにされている［Matsui 2015, pp. 278–280; Matsui 2021, pp. 45, 47］．陳国燦も指摘するように，横截・臨川・威神城が，14 世紀になっても依然として一体性を有する城邑と見なされていたことがうかがえよう［陳国燦 2017, p. 15］．

（4）寧戎と永昌

寧戎については，これまでセンギム・アギズ（Singgim-Aghiz, 勝金口）［荒川 1986, p. 40; 栄新江 1987, p. 40 (2023, p. 14)］やセンギム（Singgim，勝金台）［王素 2000, pp. 70–71］に比定されてきたが，巫新華や西村陽子らによりムルトゥク川沿いに残るウジャンブラク（Ujan-bulaq, 烏江不拉克）古城［N 42°59′7″ / E 89°31′22″,『新疆文物』1988-3,「吐魯番地区普査資料彙編」No. 76］が寧戎城であることが指摘されている［巫新華 1999, p.62; 西村・鈴木・張 2009, p. 34］．また松井により，後のウイグル時代の Nižüng (> Nišüng > Lišüng) が寧戎の音写であり，位置的にもベゼクリク石窟とその周辺を指すことが明らかにされている［松井 2011］．これらのことから寧戎城は，ベゼクリク石窟北のムルトゥク川沿い最大の城址である烏江不拉克古城に比定するのが妥当であろう(24)．寧戎低苦具谷（大谷 2872,『籍帳』p. 406）というのも Murtuq の渓谷を指すものと見られる(25)．

---

(24) 西村・北本 2010 によれば，グリュンウェーデルは現在の烏江不拉克遺跡とベゼクリク千佛洞とを含めて Murtuq と呼んでいたのに対して，スタインはこれを Murtuk ruins と Bezeklik temple ruins と別々の遺跡として扱っていたという．

(25) 西州時代に設置された高昌県下の寧戎郷や寧戎駅なども，この辺りに置かれていたと見られる．

これに対して永昌は，トゥルファン出土文書のなかに高昌城から人を「永昌谷」に派遣したという記述がある（「高昌延寿十四年（637）兵部差人往青陽門等処上現文書」，72TAM 171:19(a)･9(a)･8(a)･11(a),『図文』2, pp. 73–74）．このことから，栄新江は永昌県が高昌国北部のとある山谷付近にあったことを推測し［栄新江 1990, pp. 3–4］，王素は永昌領兵将に補せられた張武孝の墓表が出土したセンギムの烏尓塘（Ör-tang, 吐魯番七康湖水庫の東南峡谷中に位置）に比定している［王素 2000, p. 70］．現地調査を踏まえ，于海琴もこの説に同意している［于海琴 2024, p. 122］．また陳国燦および于海琴は具体的に七康湖水庫の旁にある火焔山北麓台地上の古城址（N42°57′48″ / E89°40′24″）を，永昌古城遺址と認めている［陳国燦 2017, pp. 19–20; 于海琴 2024, pp. 123–124］．この比定に大過なければ，永昌谷は Murtuq の寧戎低苦具谷とともに高昌城の北方直近に位置するセンギム・アギズ辺りの渓谷であった可能性は高い(26)．

（5）篤進・始昌と柳婆・南平

唐代トゥルファンの篤新が現代の地名トクスン Toqsun の淵源となったことは疑いなく［cf. 嶋崎 1959 (1977, p. 130) ほか］，篤進城も現トクスン・オアシス辺りに比定するのが妥当である［王素 2000, p. 84］．この城邑については，「闞氏高昌国永康九年・十年（474・475）送使出人馬條記文書」（『新獲』上, p. 163）に「喙(啄)進」として見え，それが麹氏高昌国では「篤進」に改められたと考えられている［栄新江 2007 (2010, pp. 151–152; 2023, pp. 68–70)］．麹氏高昌国の文書史料では「篤進」の表記を見ることはないが，『慈恩伝』巻 1 には，7 世紀初頭において玄奘が通過した高昌国西境のオアシスとして「無半」に続いて「篤進」が記されており，麹氏高昌国に城名として一貫して存在したとみて良い．

これに対して始昌城の地理比定には諸説ある［cf. 王素 2000, pp. 82–84］．松田・嶋崎ともに現トクスンの東方に位置した Oi-tam 遺址に比定しており［松田 1970, p. 46; 嶋崎 1959 (1977, p. 131)］，私もそれに従った［荒川 1986, p. 40］．また諸説を丁寧に検討した王素は，大墩子（Oi-tam 遺址）北の古城（N42°49′48″ / E88°49′11″）を高昌国の始昌県としている［王素 2000, p. 84］．

始昌の地理比定についてはなお検討を要するが，篤進とは近接するものの別の城邑であったと考えられる．『梁書』巻 54・諸夷伝・高昌国の条に，鎮（城）の名として始昌と篤進が並んであげられていることは，このことを裏付けるものであろう．ただし注意を要するのは，麹氏高昌国の公文書から，同国において始昌に県が置かれていたことが認められるのに対して，篤進には県が置かれていたことがうかがえないことである．麹氏高昌国における両城の性格や立場の相違は明らかである．

他方，「柳婆」と「南平」については，南平県（郡）は現ランプ（Lampu, 譲布／拉木帕）のオアシスに比定されているが，王素・栄新江が指摘するように「柳婆」と「南平」は同一の城邑を指していると思われる［王素 2000, pp. 62–64; 栄新江 2007 (2010, pp. 149–151; 2023, pp. 67–68)］．前掲の

(26) 銭伯泉は，永昌県は新興県を改称して設置されたと推測しているが［銭伯泉 1988, p.38］，王素が検討したようにこの説は成り立たない［王素 2000, p. 70］．

「闞氏高昌国永康九年・十年（474・475）送使出人馬條記文書」（『新獲』上, p.163）に「柳婆」が見え，麹氏高昌国期の文書で章和十一年（546）を最後にその名が見えなくなる．それに対して建昌三年（557）になると，今度は「南平」の地名が登場するようになるのである［栄新江 2007 (2010, p. 149; 2023, p. 67)］．麹氏高昌国時代の章和末年から建昌初め頃に旧来のオアシス名である柳婆が，南平という新たな漢語的な県名に改名されたものと見られよう［cf. 陳国燦 2015B, p. 34］．

（6）その他

先に見たように永安城は安楽城の東方に位置していたが，塩城はイェムシ（Yämshi, 也木什）に比定され，それは安楽城の西方，現ヤールホト（当時の交河郡）の西南に位置していた［王素 2000, pp. 78–79］．これに加えて，交河・永安・安楽・塩城とともに城邑として連記されることが多いのが，滂林と龍泉である．滂林については，Bulayiq に比定することに対して異論は出ていないが，龍泉に関しては夏普吐勒克（Shaptulluq）を始めとして様々に比定されており，今のところ定まった鉄案はない．ただし，これまでの説を整理・検証した王素は，肯曼勒克／克玉美里克すなわちキョムルルク（Kömürlük, 闊木爾勒克）[27]の地を最も有力視している［王素 2000, pp. 74–76］．何れにしても龍泉が，交河城を出発点として天山北麓のジムサに延びる交通路（他知道）上の重要拠点となっていたことは疑いなく，同じく交河城の北側に位置する滂林と龍泉が連記されることは頷ける．

2. 麹氏高昌国の郡県城支配体制

麹氏高昌国の城邑数については，王素は，三府体制のもとに，麹氏高昌国前期 1（502〜561）は 16 城が，次いで同国前期 2（562〜612）には 18 城が存在していたとし，それが同国末期（613〜640）には「五郡二十二県」となっていたと解する［王素 2000, pp. 37–57］．ただ同時に『梁書』巻 54・諸夷伝・高昌国の条に，先に列挙した城邑を含めて「四十六鎮」が存在していたことを伝えている．このことから，これまで挙げてきた城邑以外にも多くの城邑がトゥルファンに存在していたと見られる．例えばトゥルファン文書（「闞氏高昌国永康九年・十年（474・475）送使出人・出馬条記文書」97TSYM1:13-4,5v）には，武城や万度・其養（乾養）・阿虎・磨訶演（摩訶演）などの城邑名が挙げられている［cf. 栄新江 2007］．先の篤進の場合のように，すべての城邑に郡県を配置していたわけではないことは明らかである．

麹氏高昌国の郡県については，冒頭にも述べたように，基本的には郡は県を管轄下に置くことはなく，国都である高昌城に拠る王や中央政府が地方の城邑を直接統治する体制を取っていた［荒川 1986］．ただし孟憲実により，郡は県を統属しない一方で，「郡県合治」の状態が存在することが指摘されている［孟憲実 1993, pp. 24–25 (2004, pp. 132–134)］．城邑を異にして郡と県の間に

(27) 王素が言及する「肯曼勒克／克玉美里克」の現在地名については，Aysima Mirsultan 氏（ベルリン国立図書館）よりご教示を得た．特記して深謝する．

統属関係はまったく無かったものの，同一城邑で郡と県は並置されていたのである(28)．嶋崎は，郡が置かれると県の行政を郡が兼任するようになると解している［嶋崎 1977, p. 275］．

郡県並置の実際の統治状況については，今後さらなる検討を要するが，麹氏高昌国の地方統治の本質は，高昌都城によるオアシス城邑に対する直接的な支配体制にあったと見るべきである．このことは，前掲の「高昌延寿十七年（640）屯田下交河郡，南平郡及永安等県符為追麹文玉等勘青苗事」からうかがえるように，高昌都城から王令として勅符が，後に挙げる高昌都城以西の郡県城邑全体に一斉に下達されていることからも明らかであろう．後に検討するように，その体制は同国滅亡後も唐西州時代にも大きく影響している．

従って『旧唐書』巻 198・西戎伝・高昌の条に伝える「其国有二十一城」という記事は，唐がトゥルファンを征服した時点における麹氏高昌国の都城に郡・県城を加えた城数を指したものと考えられる(29)．

では，麹氏高昌国ではどのような城邑が郡・県となっていたのか問題となろうが，郡について王素は高昌城を含めた「五郡」を想定し，これらが高昌国の軍事を主に担っていたことを指摘している［王素 1999 (2023, pp. 146–149)］．さらに同氏は，県は民事を管掌する体制にあったことを示したうえで，高昌以外の四郡（交河・田地・横截・南平）が治下の四県の軍事に対して干渉する権限を有していた可能性を指摘する［王素 1999 (2023, p. 149)］．先の嶋崎の見解とともに，「郡県合治」の具体的な状況については今後の検討に俟つ部分は多いが，本論では先ずは麹氏高昌国の中央政府と各城邑との関係をうかがう史料の一つとして，前掲の「丁輸関係文書」の中から最も多くの城邑名が列挙されている文書を以下に掲げておく．

「高昌高寧等城丁輸木薪額文書」66TAM48:24（『図文』1, p. 347; cf. 陳国燦 2015A, p. 15）

1 □□伍拾捌人，出薪貳拾究車．高寧壹佰肆人，出薪
2 □拾貳車．横截肆拾人，出薪貳拾車．威神肆拾肆人，
3 出薪貳拾貳車．臨川貳拾肆人，出薪貳拾車．永昌
4 捌拾人，出薪肆拾□
5 交何(河)参拾捌人，出□
6 拾柒車半．安楽陸拾伍人，出薪参拾参車．滂林貳
7 拾捌人，出薪拾肆車．塩城柒拾伍人，□薪参拾柒□．
8 都合得丁木薪参伯(佰)貳拾伍車半

(28) 先に私は横截郡について，トゥルファン出土の文書や墓塼・碑文などから郡→県→郡→県と昇降を繰り返したように解したが［荒川 1986, p. 69, n. 22］，この解釈は明らかに無理があり，横截郡が設けられると横截県が撤廃されるのではなく，そのまま横截城に郭県として残ったと見た方が自然であろう．

(29) 『旧唐書』巻 198・西戎伝・高昌の条には，この記事の後に「君集分兵掠地，下其三郡五県二十二城，戸八千，口三萬七千七百，馬四千三百匹」とあり，唐が「三郡五県二十二城」を下したように書かれているが，王素はこれを「三府五郡二十二県」の過誤とする．王素 1999; 王素 2000.

（西方地区）

	城邑名	現在地
1	交河(郡・県)	Yarkhoto
2	南平(郡・県)＝柳婆(県)	Lampu
3	安楽(県)	Yengi-shähär
4	永安(県)	Munar
5	龍泉(県)	Kömürlük
6	安昌(県)	Paqa-bulaq
7	洿林(県)	Bulayiq (Buluyuk)
8	塩城(県)	Yämshi
9	無半(県)	Bögen-tura
10	始昌(県)	Oi-tam

（国 都）

高 昌 都 城 (Qarakhoja)

（東方地区）

	城邑名	現在地
1	田地(郡・県)	Lükchün
2	横截(郡・県)	Su-bashi
3	寧戎(県)	Ujan-bulaq
4	新興(県)	Singgim
5	高寧(県)	Yangkhi
6	酒泉(県)	Tuyuq
7	威神(県)	Khandu
8	臨川(県)	Lämjin
9	白芳(県)	Pichan
10	永昌(県)	Singgim-aghiz

表 2　麹氏高昌国時代城邑一覧表

本文書は，諸城邑の丁男を徴発して木薪を運搬させていたことを示すものであり， ここには徴発される丁男の数と，彼らが運搬する木薪の量（車数）が城邑ごとに列挙され，最後に全体額が集計されている．

本文書においては，城邑として高寧・横截・威神・臨川・永昌・□□・交河・□□・安楽・洿林・塩城が挙げられている．このほか，同様に木薪運搬に関する丁輸関係文書（「高昌伝判麹究居等除丁輸役課文書」『図文』1, p. 346;「高昌洿林等城丁輸額及将阿勇等所領人名籍」『図文』1, p. 349）には，田地・永安・白芳も記されているが，これらの城邑にはすべて郡ないし県が置かれている．高昌都城を含めると，すべてで 15 城となり，この時代において郡や県が置かれた城邑全体（下記の 20 城）に近い数となる．先にも指摘したように，トゥルファンには 46（城）鎮もあることから，トゥルファン盆地には小規模な城邑もあったことがうかがえるが，こうした城邑のうちで郡・県を配置したのは，基本的には税役の負担が課せられたものと見て大過ない．

ここで麹氏高昌国において県もしくは郡が置かれたことが認められる城邑に限定して列挙すると，表 2 を得られる．

この表から麹氏高昌国の郡県城邑統治の体制として，少なくとも統治晩期には基本的には高昌都城をはさんで東方地域と西方地域に郡と県を置いた 10 城をそれぞれ配する体制を構築していたことがうかがえる．実際にも，前掲の「高昌延寿十七年（640 年）屯田下交河郡・南平郡及永安等県符為追麹文玉等勘青苗事」よりうかがえるように，麹氏政権が各政策を遂行する際には，この東方地区と西方地区が行政上の一つのまとまりとして機能していたごとくである．

さらに栄新江は，これらの城邑を四区に分けて理解する［栄新江 1987, p. 41 (2023, p. 15)］．すなわち，高昌城を中心にして，横截城を中心とする東北区，田地城を中心とする東南区，交河城を中心とする西北区，南平城を中心とする西南区から成るという．また王素は先にも述べたように，これらの城邑に高昌城を加えた五城にそれぞれ郡（五郡）が置かれたとし，それら郡が高昌国の軍事を管掌する体制を構築していたことを指摘する［王素 1999 (2023, pp. 148–149)］．

県　名		城邑名（□は管下に郷が設置されたもの）
高昌県	5城	□高昌，新興，□寧戎，永昌，武城
	13郷	寧戎・安西・武城・崇化・寧大・順義・寧昌・太平・尚賢・帰徳・霊身・帰義・寧泰
交河県	6城	□交河，□安楽，□永安，洿林，□龍泉，塩城
	5郷	安楽・永安・神山・龍泉・名山
柳中県	3城	□田地，□高寧，酒泉
	4郷	高寧，五道，欽明，承礼
蒲昌県	4城	□白芳，横截，臨川，威神
	1郷	塩沢
天山県	4城	篤進，□南平，安昌，無半
	1郷	南平

表3　唐代西州五県と管轄下の城邑

以上より，麹氏高昌国では郡・県が置かれた城邑が国家の政治や軍事を支える土台であり，とりわけ国家経営の要となる税役の負担を担う城邑に基本的には県の名を授与していたものと考えられよう．当然，そうした関係を成立させた背景には，中央権力が各城邑を統属下に置いていくなかで，各城邑が税役を供出することにより，その反対給付として中央権力による政治・軍事的な保護を享受していたことなどが考えられよう．この国の郡県統治の具体的なあり方と合わせて，今後の検討課題となろう．

3. 唐のトゥルファン征服と城邑統治

麹氏高昌国が唐によって軍事征服され，トゥルファンに西州が設置されると，高昌王都である高昌城は西州と高昌県の治所となり，そのほかに4つの城邑が唐の直轄県に選ばれた．交河城［交河県］・田地城［柳中県］・白芳城［蒲昌県］・篤進城［天山県］である．これで1州5県の体制が整えられた．

唐の地方支配の体制は，内地州同様に県の下に郷・里が設置され，西州にも五県のもとに24郷が置かれたことが知られている（『元和郡県図志』巻 40）．トゥルファン出土の文書資料から西州の五県がそれぞれ管轄する郷名は既に明らかにされており［張廣達 1988 (1995, pp. 117–120); 徐暢 2008 (2011, p. 131); 栄新江 2013, pp. 7–8］，高昌国時代の郡県城邑名とともに挙げるならば表3のごとくになる．

郷の設置にあたっては，城居を基本とするトゥルファンの状況に合わせて［池田 1988］，唐内地とは異なり城内に郷が置かれたことがうかがえる［cf. 赤木 2008, p. 101, n. 17］．たとえば高昌県では寧昌郷に属す人物の本居が，城内の坊に存在していた例が認められる（「麟徳二年（665）牛定相辞為請勘不還地子事」，69TAM134:9,『図文』2, p. 92）．同じく中央アジアのオアシスにおいて，唐代にコータンに置かれた毗沙都督府城（于闐国の王都であるコータン城）でも坊（政聲

坊・安仁坊）が設置されるとともに[30]，郷村（勃寧野郷厥弥拱村）も併置されていたことが知られる（Or.8211/969–972,「唐開元九年（721）十月至十年（722）正月于闐某寺支出簿」）[31]．コータンに設置された郷が城外の村だけでなく，コータン城内を包摂するかどうかは詳らかではないものの，トゥルファンの状況を念頭に置けば，その可能性は十分にあろう．さらに敦煌においてもソグド人集落である安城が，沙州敦煌県治下に従化郷となっていたことも知られている．そのため西州では，基本的に城邑を単位として郷が設置されていたと考えるのも，それなりに説得力をもつ見解となる．既に劉再聡は，西州では麹氏高昌国の 20 余りの城邑を中心にして郷・里を設置していたと指摘されている［劉再聡 2006, p. 44］．

ところが実際には郷が設置された城邑は全 22 城の半分以下の 10 城に留まっている．そもそも郷は城とは異なり，あくまでも人為的な行政単位であり，制度的には一郷は 500 戸で五里（一里 100 戸）から構成される．唐が麹氏高昌国を征服した直後に把握していたトゥルファンの戸口は「戸八千四十六，口三万七千七百三十八」（『唐会要』巻 95・高昌条．『旧唐書』巻 198・高昌伝は「戸八千，口三万七千七百」とする）であったが，西州五県でほぼ一貫して 24 郷前後が存在していたとすれば，前掲の戸数から判断して，一郷あたり平均で 335 戸ほどが存在していた計算になろう．実際，トゥルファン文書の「戸口帳」（64TAM5:96, 『図文』3, pp. 180–181）からは，高昌県・順義郷・和平里の戸数は 80 戸台，口数は 380 人台であったことが知られる．また別の「戸口帳」（68TAM103:18/3, 『図文』2, p. 124）では，高昌県・寧戎郷の戸数は 370 戸台，さらに別の「戸口帳」（68TAM103:20/1(a),『図文』2, p. 123）からは，高昌県某郷で戸数 422, 口数 2,064 であったことがわかる．西州トゥルファンでは，一郷は 500 戸にはとても届かないものの，高昌県ではなるべくその基本戸数に近づけようとしていたことがうかがえる．

また郷の配置状況を見てみると，郷のほとんどは高昌・交河・柳中県の三県に置かれており，天山県と蒲昌県には 1 つの郷しか置かれていない．なかでも，高昌城を拠点とする高昌県には 13 郷も設置され，全体の半分以上の郷が西州の郭県に集中していた．トゥルファン全体からみれば，高昌城近辺に人口が密集していたことになる．こうした高昌県には，主だったものでも高昌，新興，寧戎，永昌，武城の五城が存在し，このうち高昌城・寧戎城・武城に郷が置かれたことが知られる．とすれば高昌城内には，少なくとも先の寧昌郷を含む 10 郷ほどの郷が多数設置されていたと見るべきであろう．

さらにこの郷の配置の偏りから，西州では五県すべてに郷里制が浸透していたわけではないことがうかがえよう．先に見たように，高昌県に極度に多くの郷が置かれており，西州の郭県以外の県では郷里の網を十分にかけたとは言えない状態にあったと見られる．とくに天山県や蒲昌県など，前者では南平城に置かれたとみられる南平郷のみが，また後者では塩沢郷しか確認できず，

---

(30) 本支出簿には「市城政聲坊」とある．「市城」とあることから，この「城」がコータン都城をさすものでないことは明らかである．都城内に設けられていた「市」を囲っていた城を指していると見られる．

(31) 『籍帳』pp. 348–350, No. 140．文書の番号およびタイトルは，慶昭蓉の論文により改めている［慶昭蓉 2022, p. 86］．

安昌・無半城や山北三城に郷里制が及んでいたかどうかさえ極めて疑わしい．

建前としては，西州府は五県二十四郷でトゥルファン盆地の住民を統治する体制にあったと見られるが，高昌県以外の県ではその管轄領域内に行政の基本体制である郷里制が置かれていない城邑があったと見て良いのではなかろうか．つまり県の管轄下に郷長・里正を通して統轄された郷里制と並行して，従前の城邑支配体制が継続している側面があったことを示唆している．さらに言うならば，唐の州県下に郷里を置いて支配をする体制がおおよそ貫徹できたのは，西州高昌県領内にほぼ限られたのではないかとさえ考えられる．その他の四県は郷里制の浸透度に違いはあるものの，とくに蒲昌・天山両県は基本的には城邑を単位に統治されていた側面が強かったと推測できよう．

こうした城邑に住む百姓側の意識にしても，次のように見えている．

「唐開元三年（715）交河県安楽城万寿果母姜辞」（72TAM188:11,『図文』4, p. 34）

1 開元三年八月日交河縣安楽
2 城百姓萬壽果母姜辭：縣司
3 阿姜女尼普敬，谷□山人年卅三，
4 不用小法(注？)．請裁辭．

先に見たように交河県は安楽郷が置かれたが，郷民である万寿果の母の辞では，その内容は把握し難いものの，万寿果のことを「交河県安楽城の百姓」と記しており，住民の城邑意識が強く維持されている．

徐暢が指摘するように，行政上の位置づけとしては，西州の城は郷と同等な立場にあったと見られるが［徐暢 2008 (2011, p. 132–140)］，西州府の県が管下にある郷に命令を下達する際には，文書様式としては符が用いられていたことは，「唐永淳元年（682）五月西州高昌県符」（64TAM35-24,『籍帳』p. 316）を始めとする複数の符から明らかである［cf. 赤木 2008, p. 81］．これに対して，郷が置かれていない城邑も同様に県の管轄下にあったものの，こうした符が下達された文書は一切見つかっていない．では，こうした城邑に対して，県はどのようにして命令を下達していたのか問題となるが，これについては以下の文書が参考になろう．

「武周長安二年（702）西州洿林城主王交(？)行牒為勒僧尼赴県事」（73TAM518：2/3-1,『図文』3, p. 450）

1 洿林城
2 僧花悟 僧花新 尼観音(一別准) 尼妙□(一別□) □□□ 尼□尚
3 僧海憧 僧等覚
4 右被帖追上件僧尼赴縣者，准帖追到，今勒赴縣．
5 牒 件 状 如 前．謹 牒
6 長安二年八月廿八日 城主王交(？)行牒

本文書については，既に赤木崇敏により検討がなされており，その書式から状式という上行文書であることが知られる［赤木 2008, pp. 77–82］．滂林城は，領域から判断して交河県の管下にあったと見られるので，本文書は滂林城主が交河県に状式で上申したものとなる．西州時代の城主については別に専論する必要があるが(32)，本論では本文書 4 行目から，滂林城が交河県の帖を被って，2–3 行目に列記されている僧尼を県衙に赴かせていたことを確認するにとどめておきたい．すなわち県管下の城邑には，符ではなく，帖を用いて命を下達してことがうかがえる(33)．もちろん，人を召喚するような命令など比較的急を要する場合などに，郷でも符ではなく簡便な帖が用いられていた［荒川 1997; 荒川 2013］．ただし，同じく県の管下にありながらも，県からの指示が城には公式令に定められた正式な文書形式である符で伝えられた痕跡がまったくないことを重視すべきである．

また先に見たように，西州府が把握していた戸数は 24 郷で十分に達する数値であったが，このことは律令に規定された県郷里で作成される正式な戸籍が，郷が置かれていない城邑では作成されていなかった可能性を示唆している．もしそうであれば，郷里ごとに作成される戸籍とは別様式の，城邑を対象にした帳簿で住民が把握されていたことを考える必要があろう．それを考えるにあたっては，直轄州県ではないが，コータンの蕃州管下の住民を対象に作成された「于闐名籍」（中国国家図書館所蔵和田出土文書BH1-15号）のような帳簿なども参考になるかもしれない［栄新江 2012 (2023, pp. 199–201); 『西域文書』上, pp. 60–61］．

さらにこの点とも関わって注目されるのは，先に見たように西州治下に城邑を単位として，「作」と呼ばれる一定の役務が課せられていたことである．すなわち，前掲の「唐上元二年（761）柳中県城具禾草領数請処分状」では，柳中県城と酒泉城の作が明確に分けられており，西州において明らかに県城も含めて城邑単位で「作」を供出していたことがうかがえる．

実はこの「作」は既に麹氏高昌国において県が置かれた城邑に課せられていたことが，「高昌武城塢作額名籍」（60TAM339:50/1-1, 1-2.1-3;『図文』1, pp. 396–397）などから知られる［cf. 關尾 1994, p. 11］．高昌国において課せられていた税務が唐西州になっても引き続き徴収されていたことは，「遠行馬価銭」と「長行馬価銭」の例からも認められる［荒川 2010, pp. 229–232］．このことから，租調庸や雑徭のような唐の賦役体系とは異なる，高昌国以来の役務が依然として西州都督府でも城邑単位に課せられていたことが予想できよう(34)．

---

(32) 西州時代の城主問題については，他の地域における城主の存在と合わせて検討すると同時に，トゥルファンの個別事情，例えば麹氏高昌国時代の城令［『周書』巻 50 異域伝,高昌の条「毎城遣司馬，侍郎相監検校，名為城令」］との関係を明らかにしておく必要がある．まずは白須 1989, 徐暢 2008 などを参照．

(33) この点については張銘心が紹介する中央民族大学所蔵の 13 件のトゥルファン文書（開元十五年（727）～十八年（730）ごろ）が参考になる．すなわち，同氏が紹介する文書のなかには「十一月十五日交河県帖塩城為入郷巡貌事」，「交河県帖塩城為納秋麦事」，「史索方帖為別差百姓事」，「交河県帖塩城為捉館人焦仕忠等如遅得杖事」という題名を付けられたものがある．これらの文書タイトルから判断するに，開元年間に交河県から塩城に対して基本的に帖をもって様々な指示を下達していたことが分かる［張銘心 2013, p. 937］．

(34) ただし「唐上元二年（761）柳中県城具禾草領数請処分状」の年代が，唐が中央アジア支配から撤退した後の西州時代であることに留意する必要はある．

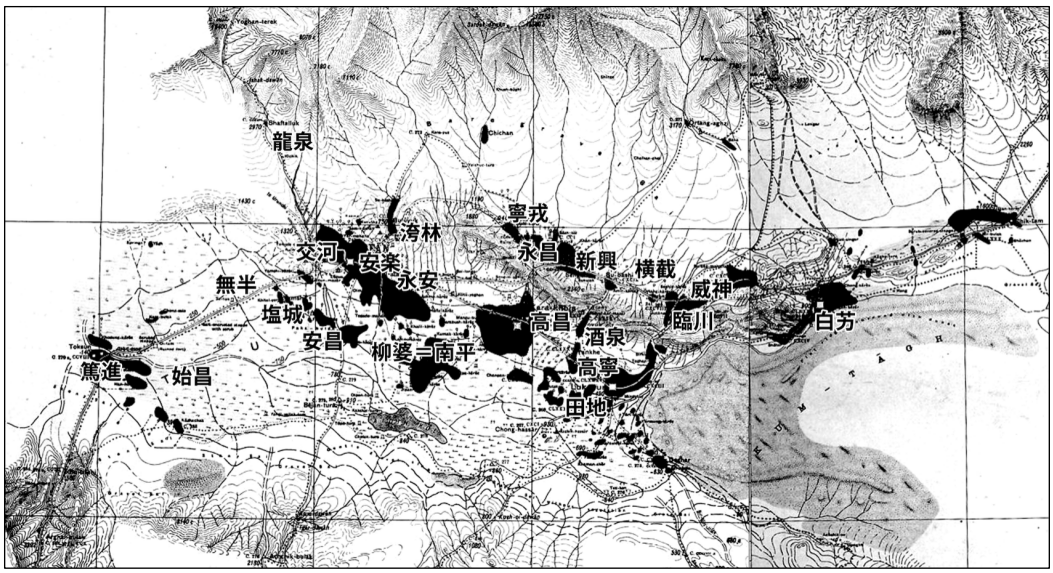

図 3　麹氏高昌国の郡県城邑

以上の検討から，唐の直轄支配が始まり，新たに唐の県管下に郷里制の網がかけられたものの，必ずしもその体制を貫徹させることができず，麹氏高昌国以来の城邑単位での支配のあり方がなおも継続し，西州の統治を支えていたことが推測できるのである．

結語

本論における麹氏高昌国時代の郡県城邑の地理比定作業で得られた結果は，最後に附した地図上に示しておく［図 3］．さらなる検討を要する城邑も多く残されており，今後も比定作業を継続してゆかねばならない．

またトゥルファン盆地には数多くのオアシス城邑が点在しているが，麹氏高昌国ではそのうち高昌都城を中心に東西に 10 城ずつ郡ないし県を置いた城邑を配する体制を確立していた．これが高昌国の政治と軍事を担う存在として，高昌国の中央政府の直接的な統治を受けていたのである．

唐帝国の成立により，麹氏高昌国はその直轄支配を被ることになり，トゥルファンには西州のもとに県郷里制が設置された．ただし，トゥルファンに唐の直轄州県が設置されると言っても，郷里体制も含めて簡単に州全体が唐の律令支配にスムーズに移行できたわけではなく，そこには従前の統治体制が根強く息づいていたのである．

文献目録

【略号】

『西域文書』：栄新江・張志清主編『中国国家図書館蔵西域文書（漢文巻）』上・下，中華書局, 2024.

『識語集録』：池田温『中国古代写本識語集録』東京大学東洋文化研究所, 1990.

『新獲』：栄新江・李肖・孟憲実主編『新獲吐魯番出土文献』中華書局, 2008.

『図文』：唐長孺（主編），中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系（編）『吐魯番出土文書』全 4 巻，文物出版社，1992–1996.

『籍帳』：池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会, 1979.

【日文】

赤木崇敏 2008　「唐代前期の地方文書行政：トゥルファン文書の検討を通じて」『史学雑誌』117-11, pp. 75–102.

荒川正晴 1986　「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」『史学雑誌』95-3, pp. 37–74.

荒川正晴 1997　「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』49, pp. 1–18.

荒川正晴 2011　『東ユーラシア出土文献研究通信』1, 科学研究費補助金基盤研究（A）「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査：新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて」報告書.

荒川正晴 2012　『東ユーラシア出土文献研究通信』2, 同上.

荒川正晴 2013　「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究（修訂版）』東洋文庫, pp. 271–291.

池田温 1988　「吐魯番・敦煌文書にみえる地方城市の住居」唐代史研究会編『中国都市の歴史的研究』刀水書房, pp. 168–189.

栄新江 1990　（青木茂・關尾史郎訳注）「吐魯番の歴史と文化（III）」『吐魯番出土文物研究会会報』47, 吐魯番出土文物研究会, pp. 1–6.

栄新江 2016　（村井恭子訳）「トゥルファン出土『金光明経』写本題記と高昌への祆教伝来」荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅：西域古代資料と日本近代仏教』勉誠出版, pp. 25–47.（再録：同『ソグドから中国へ』汲古書院, 2021, pp. 214–236）

影山悦子 1997　「東トルキスタン出土のオッスアリ（ゾロアスター教徒の納骨器）について」『オリエント』40-1, pp. 73–89.

菊池英夫 1980　「隋・唐王朝支配期の河西と敦煌」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, pp. 100–194.

嶋崎昌 1959　「高昌国の城邑について」『中央大学文学部紀要』史学科 5(総 17), pp. 69–94（再録：『隋唐時代の東トゥルキスタン研究』東京大学出版会, 1983, pp. 113–147）.

白須浄真 1989　「唐代の西州の武城城の前城主と沙州寿昌城主：唐代西州の城及びその城主に関する考察のための序章」『西北史地』1989-3（総 34）, pp. 11–42.

關尾史郎 1991　「「田畝作人文書」小考：トゥルファン出土高昌国身分制関係文書研究序説」『新潟史学』26, pp. 61–74; 同 27, pp. 65–83.

關尾史郎 1994　「高昌年次未詳入作人・畫師・主膠人等名籍」試釋」『龍谷史壇』103/104, pp. 1–16.

關尾史郎 1995　「高昌国「丁輸」考：アスターナ四八号墓出土高昌国役制關係文書の分析」『東洋史論集：小田義久博士還暦記念』龍谷大学東洋史学研究会, pp. 51–76.

張承志 1981　（梅村坦訳註）「王延徳の高昌－北庭経路考」『アジア・アフリカ言語文化研究』22, pp. 139–157.

西村陽子・北本朝展 2010　「スタイン地図と衛星画像を用いたタリム盆地の遺跡同定手法と探検隊考古調査地の解明」『敦煌写本研究年報』4, pp. 209–245.

松井太 2011　「古ウイグル語文献にみえる「寧戎」とベゼクリク」」『内陸アジア言語の研究』26, pp. 141–175.

松田壽男 1970　『古代天山の歴史地理学的研究　増訂版』早稲田大学出版部.

【中文】

岑仲勉 1933　「麹氏高昌補説」『聖心』2（再録：『西突厥史料補闕及考証』中華書局, 1958, pp. 154–177）

陳国燦 2015A　「高昌国諸城“丁輸木薪額”文書的研究」『吐魯番学研究』2015-1, pp. 14–22.

陳国燦 2015B　「吐魯番地名的開創期：吐魯番古代地名研究之二」『吐魯番学研究』2015-2, pp. 33–39.

陳国燦 2016　「高昌王国対郡県的拡建」吐魯番古代地名研究之三」『吐魯番学研究』2016-1, pp. 17–23.

陳国燦 2017　「対高昌東部諸古城遺址的査訪：吐魯番古代地名研究之六」『吐魯番学研究』2017-2, pp. 12–21.

陳昊 2007　「吐魯番洋海 1 号墓出土文書年代考釈」『敦煌吐魯番研究』10, pp. 11–20.

慶昭蓉 2022　「磧西税糧淵源考」『内陸アジア言語の研究』37, pp. 63–103.

馮承鈞 1943　「高昌城鎮与唐代蒲昌」『中央亜細亜』1-1（再録：『西域南海史地考証論著彙輯』中華書局, 1957, pp. 84–95）

高丹丹 2007 「吐魯番出土《某氏族譜》与高昌王国的家族聯姻：以宋氏家族為例」『西域研究』2007-4, pp. 84–92.

侯燦 1986 「麹氏高昌王国郡県城考述」『中国史研究』1986-1.（再録：『高昌楼蘭研究論集』烏魯木齊, 新疆人民出版社, 1990, pp. 73–84）

黄文弼 1932 「高昌疆域郡城考」『国学季刊』3-1.（再録：『黄文弼歴史考古論集』文物出版社, 1989, pp.162-169）.

黄文弼 1954 「吐魯番考察経過」『吐魯番考古記』中国科学院, pp. 1–16.（再録：黄烈編『西域史地考古論集』, 北京:商務印書館, 2015, pp. 11–29）

姜伯勤 1994 『敦煌吐魯番文書与絲綢之路』文物出版社.

李徵 1986 「安楽城考」『中国史研究』1986-1, pp. 153–158.

羅振玉 1933 「増訂高昌麹氏年表」『遼居雑著乙編』遼東印本, pp. 1–17.

羅豊 1996 『固原南郊隋唐墓地』文物出版社.

孟憲実 1993 「関于麹氏高昌王朝地方制度的幾個問題」『西域研究』1993-2, pp. 24–30.（改編再録：『漢唐文化与高昌歴史』齊魯書社, 2004, pp. 132–146）

西村陽子・鈴木桂・張永兵 2009 「吐魯番地区古遺址分布考：以麹氏高昌国，唐西州時期的古遺址的空間把握為中心」『吐魯番学研究』2009-2, pp. 28–55.

銭伯泉 1988 「高昌国郡県城鎮的設置及其地望考実」『新疆大学学報』1988-2, pp. 34–41.（論評：『吐魯番出土文物研究会会報』37, 1990, pp. 1–2）

栄新江 1987 「吐魯番歴史与文化」胡戟・李孝聡・栄新江『吐魯番』三秦出版社, 1987, pp. 26–85.（再録：『吐魯番的典籍与文書』上海古籍出版社, 2023, pp. 3–41）

栄新江 2001 『中古中国与外来文明』生活・読書・新知 三聯書店.

栄新江 2007 「吐魯番新出送使文書与闞氏高昌王国的郡県城鎮」『敦煌吐魯番研究』10.（再録：栄新江・李肖・孟憲実主編『新獲吐魯番出土文献研究論集』中国人民大学出版社, 2010, pp. 133–157; 『吐魯番的典籍与文書』上海古籍出版社, 2023, pp. 49–75）

栄新江 2013 「従吐魯番出土文書看古代高昌的地理信息」第 3 回 DSR 国際シンポジウム データが語るシルクロード史, 国立情報学研究所 ディジタル・シルクロード・プロジェクト（2013 年 2 月 28 日, 東洋文庫）, pp. 1–16.

栄新江 2015 『絲綢之路与東西文化交流』北京大学出版社.

孫暁林 1983 「唐西州高昌県的水渠及其使用・管理」唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社, pp. 519–543.

吐魯番地区文管所 1986 「新疆鄯善県吐峪溝発現陶棺葬」『考古』1986-1, pp. 87–89.

吐魯番地区文物局 2006 「新疆吐魯番地区木納爾墓地的発掘」『考古』2006-12, pp. 27–46.

吐魯番市文物局・吐魯番学研究院・吐魯番博物館編 2019 『吐魯番晋唐墓地：交河溝西，木納爾，巴達木発掘報告』文物出版社.

王素 1996 「吐魯番出土写経題記所見甘露年号補説」北京図書館敦煌吐魯番学資料中心・台北『南海』雑誌社編『敦煌吐魯番学研究論集』書目文献出版社, pp. 244–252.

王素 1998 『高昌史稿・統治編』文物出版社.

王素 1999 「麹氏王国末期三府五郡二十二県考」『西域研究』1999-3（再録：『敦煌吐魯番与漢唐西域史』生活･読書･新知 三聯書店, 2023, pp. 137–163）

王素 2000 『高昌史稿：交通編』文物出版社.

王啓濤 2012 『吐魯番出土文献詞典』巴蜀書社.

呉震 1995 「敦煌吐魯番写経題記中“甘露”年号考辨」『西域研究』1995-1.（再録：『呉震敦煌吐魯番文書研究論集』上海古籍出版社, 2009, pp. 141–152）

徐暢 2008 「敦煌吐魯番出土文献所見唐代“城主”新議」『西域研究』2008-1.（改訂収載：孟憲実・栄新江・李肖主編『秩序与生活：中古時期的吐魯番社会』中国人民大学出版社, 2011, pp. 124–144）

巫新華 1999 『吐魯番唐代交通路綫的考察与研究』青島, 青島出版社.

謝重光 1989 「麹氏高昌賦役制度考辨」『北京師範大学学報』1989-1, pp. 80–88.

厳耕望 1973 「北庭都護府通伊西碎葉諸道」『香港中文大学中国文化研究所学報』7-1（増補改訂：『唐代交通図考』2, 台湾商務印書館, 1985, pp. 585–605）

于海琴 2024 「吐魯番永昌城的歴史及今地考」『吐魯番学研究』2024-3, pp. 117–123, 図版 6.

余欣・陳昊 2007 「吐魯番洋海出土高昌早期写本「易雑占」考釈」『敦煌吐魯番研究』10, pp. 57–84.

郁越祖 1990 「高昌王国政区建置考」『歴史地理研究』2, 復旦大学出版社, pp. 161–185.

鄭炳林 1985 「高昌王国行政地理区画初探」『西北史地』1985-2, pp. 64–72.

徐暢 2008 「敦煌吐魯番出土文献所見唐代“城主”新議」『西域研究』2008-1.（改訂収載：孟憲実・栄新江・李肖主編『秩序与生活：中古時期的吐魯番社会』中国人民大学出版社, 2011, pp. 124–144）

張広達 1988 「唐滅高昌国後的西州形勢」『東洋文化』68, pp. 69–107.（再録：同『西域史地叢稿初編』上海古籍出版社, 1995, pp. 113–173）

張銘心 2013 「敦煌吐魯番学研究新資料：兼談中央民族大学収蔵吐魯番出土文書」中国人民大学国学院主編『国学的伝承与創新：馮其庸先生従事教学与科研六十周年慶賀学術文集』下冊, 上海古籍出版社, pp. 934–938.

張永兵 2017 「吐魯番酒泉城的歴史及今地考」『吐魯番学研究』2017-2, pp. 59–62.

【欧文】

Arakawa, M. 2020 ‘The Kao-ch’ang Kingdom’s Rule of Turfan and Its Sogdian Colonies in the Sixth Century’, *Acta Asiatica* 119, pp. 43−65.

Matsui, D. 2015 ‘Old Uigur Toponyms of the Turfan Oases’, *Kutadgu Nom Bitig: Festschrift für Jens Peter Laut zum 60. Geburtstag* (ed. by E. Ragagnin, J. Wilkens and G. Şilfeler), Harrassowitz, pp. 275−304.

Matsui, D. 2021 ‘Two Remarks on the Toyoq Caves and *Abita Qur* “Abita Cave”’, *Письменные памятники Востока* 18-3, pp. 37–50.

Pelliot, P. 2002 *Les routes de la région de Turfan sous les T’ang suivi de l’histoire et la géographie anciennes de l’Asie centrale dans Innermost Asia* (ed. by J.-P. Drège). Institut des hautes études chinoises du Collège de France.